

世紀東急工業株式会社

代表取締役社長 平 喜一 殿

令和2年2月17日

株式会社ストラテジックキャピタル

代表取締役 丸木強

当社の「調査報告書の提言に対する当社具体的再発防止策について」に関する意見

当社は、本年1月24日付で、「調査報告書の提言に対する当社具体的再発防止策について」

(以下「新再発防止策」という。)を公表された。2月12日の当社石田取締役との意見交換も踏まえ、本件について弊社の意見と提案をお伝えする。

1. 新再発防止策の公表は、TDnetで適時開示するべきであったこと

当社は、昨年12月18日の調査報告書公表時の適時開示書類に「調査委員会の提言を受け、当社が追加的に実施する再発防止策の具体的な内容については、決定次第、当社WEBサイトに掲載する方法により、速やかにお知らせいたします。」と開示しており、その通りに当社WEBサイトに掲載したが、株主や投資家にとっては大変不親切な開示方法であった。すなわち、当社のWEBサイトを毎日チェックしていないと気付かないのである。やはり、新再発防止策もTDnetで適時開示するべきであった。

2. 社内規程について

新再発防止策の1.(ウ)において、公正取引委員会の排除命令に「独占禁止法違反行為に

係る調査への協力を行ったものに対する適切な取り扱いを定める規程の作成」とあったことから、「独占禁止法違反行為を自己申告した者、社内調査、公正取引委員会等による調査に協力したものに対して、懲戒処分の免責あるいは、減免をすることができる旨の規程を整備してあることを役職員に周知する」としている。

解雇、降格等の懲戒処分については減免しても良いが、調査に協力したことにより課徴金がゼロとなった場合を除き、違法行為実行の責任者等に対する損害賠償は行うと明記すべきである。

昨年12月25日付の弊社の「当社のアスファルト合材価格カルテル事件に係る調査報告書について」（以下「弊社昨年意見書」という。）でも申し上げた通り、違法行為を行って当社に損害を与えても調査に協力すれば懲戒処分も当社からの損害賠償もないのであれば、違法行為を行わない動機付けにならない。また、そうでなければ、会社が被った損害は放置されることになり、結局は株主が割を食うことになる。

3. アスファルト合材の合弁会社の合弁解消

新再発防止策1.（イ）において、競合他社との不必要な接触を排除するとの基本方針が記載されている。しかし、合弁工場が存在している場合は、日常的に競合他社との接触が継続してしまうことになる。

弊社昨年意見書でも申し上げた通り、現在の合弁会社は、当社の持分を合弁相手に買い取ってもらう又は当社が合弁相手の持分を買い取ることで、合弁を解消すべきである。そして、今後の競合他社との関係は、合弁の相手方や情報交換の相手方という関係ではなく、単なるアスファルト合材の売買契約の相手方という関係に限定すべきである。

以上